

【来自厚生劳动省的好消息】

◎有关对遗华日本人等在居住地周边的支援 (地区生活支援事业的说明)

从平成 20(2008)年度实施的支付满额老龄基础年金等及支援给付的「新的支援」政策开始了。

不知各位是否听说过「地区生活支援事业」?

「地区生活支援事业」也是从平成 20 年度开始实行的「新的支援」政策的一部分。

「地区生活支援事业」是为了大家在所居住的环境能够生气勃勃地生活，由各地区(都道府县或市町村)的政府实行的支援的总称。

现在由厚生劳动省对都道府县和市町村政府下达指示，由国家提供部分补助金推动实行丰富多采的「地区生活支援事业」。

以下给大家介绍一下，在「地区生活支援事业」中最有代表性的 4 个项目。

有关「地区生活支援事业」的实施内容，根据大家所居住市区町村的不同而有所差异，因此，需要参加各项支援活动的人，可向居住地的援护担当课咨询、商谈。



派遣翻譯

在日常生活中，因语言不通而遇到困难时，我们将派遣「翻译」(部分地区又称为「指导员」或「相谈员」)为您解忧。

另外，比如说在日常生活会话方面并不存在问题，或原先就会说尚未忘记日语，但在医院看病或在市区町村役所办理各种手续等时，是否因为不懂专用名词或无法正确表达而感到为难的情况？

遇到这种情况时，也可以请翻译帮忙，以免产生误会和判断错误。同时，我们要求指定的翻译人

【厚生労働省からのお知らせ】

◎身近な地域での支援について (地域生活支援事業の説明)

平成 20 年度から、満額の老齢基礎年金等の支給や、支援給付といった「新たな支援」が始まりましたが、皆さん、「地域生活支援事業」という言葉をご存じでしょうか。この「地域生活支援事業」も、平成 20 年度から始まった「新たな支援」のひとつです。

「地域生活支援事業」とは、皆さんのが身近な地域で生き生きと暮らすために、地域(市区町村または都道府県)が行う支援を総称したものです。

現在、厚生労働省では都道府県や市区町村に対して、国の補助金により、いろいろな「地域生活支援事業」を行うようにお願いしており、その代表的な支援を 4 点ご紹介いたします。なお、お住まいの市区町村等により、取組み状況は異なりますので、支援をご希望の方はお住まいの市区町村または都道府県の援護担当課までご相談ください。

通訳の派遣

日常生活を送るうえで、日本語が得意ではなく困っているという方へ、通訳(地域により指導員や、相談員と呼ぶ場合もあります)を派遣する支援です。

皆さんの中には、「日常会話には困っていない」という方や、「日本語は忘れていない」という方もいらっしゃると思いますが、この様な皆さんでも、病院の診療や役場での手続きといった、正確な表現や専門的な言葉が必要な場面では苦労されるの

员必须对大家的各种处境有充分理解。

地区性的交流事業

比如为了想做一些有利于健康的运动、为了能够灵活地运用日语自由地会话而参加日语学习班、比如一个人呆在家里感到很清闲，为了这样的朋友们开办「烹调班」及「促进健康班(太极拳班、门球班)」等，能和地区居民之间促进交流的事业支援。

提供在居住地附近的日语教育支援

当归国者本人「想学习日语，但附近没有日语学习班」，或和孤儿本人一起回国的第2代、第3代「为了找工作想参加日语基础会话补习班」时，为了能让大家在居住地附近就学，由市区町村或都道府县委托地区的志愿义务团体提供指导学习日语的教室等的支援。

补助部分交通费及教材费

参加日语学习班或在地区举办的交流会时，补助部分交通费(1年度[即4月至第二年3月]间只限于在10万円以内)及日语教材费(1年度只限于在1万円以内)。

※补助交通费的对象仅限于：

- ・遗华日本人本人、从库页岛回来定居者本人及其配偶。
- ・目前领取生活保护中的国费归国者第二代、第三代。



ではないでしょうか。そのような時にも通訳を依頼することはできます。なお、通訳には、皆さん的事情をよく理解している方に務めて頂くこととしています。

地域で行う交流事業

「健康のために何か運動がしたい」、「勉強した日本語を使って会話してみたい」、「ひとりで家にいるのはつまらない」という方々のために、料理教室や健康教室(太极拳やゲートボールなど)といった行事を開催し、地域の方々や帰国者同士での交流を深めていただく支援です。

身近な地域での日本語教育支援

「日本語を勉強(再勉強)したいが地域に教室がない」という方や、同伴帰国された2世・3世の方の中で、「就職のために日本語を基礎から勉強し直したい」という方などのために、市区町村または都道府県が、地域のボランティア団体などを活用して、身近な地域で皆さんのが日本語の勉強を行えるように教室の提供を行う支援です。

交通費・教材費の支給

皆さんが日本語教室に通われる時や、地域で指定された交流会に参加される時の、交通費(上限10万円/年)や、日本語学習などのために使用される教材費(上限1万円/年)を支給する支援です。

※交通費の支給は、中國残留邦人、樺太残留邦人の方及びその配偶者の方を対象としており、2世・3世の方につきましては、國費帰国者で、現在生活保護を受給していることが条件となります。